



甘楽町公告第 24 号

令和7年9月3日付け甘楽町公告第31号により公告した甘楽農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告する。

なお、同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定により、当該変更後の計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和8年5月11日

甘楽町長 森 平 仁



1. 農業振興地域整備計画の縦覧場所

甘楽町役場（産業課農林係）甘楽町大字小幡161番地1

2. 農業振興地域整備計画書の縦覧

令和8年5月11日以後、常時備え置いてあります。